前橋市新最終処分場整備検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本市が計画している前橋市新最終処分場整備に関する基本的事項について、広く 専門家や市民の意見を聴くため、前橋市新最終処分場整備検討委員会(以下「検討委員 会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前橋市新最終処分場の整備のあり方について必要な事項を検討する。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員以外の者から意見を臨時に聴取する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 6 臨時委員は、専門事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 (専門部会)
- 第6条 検討委員会に、適地選定専門部会(以下「専門部会」という。)を置き、専門部会は、 前橋市新最終処分場の適地選定について必要な事項を検討することとする。
- 2 専門部会の委員(以下「専門委員」という。)は、専門的な知識を有する者の中から市長 が指名する者をもって充てる。
- 3 専門委員の任期は、委嘱日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門部会に専門部会長を置き、専門委員の互選により定める。
- 5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、専門部会長があらか じめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 専門部会の会議については、前橋市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当 するため、非公開とする。ただし、議事概要を後日公開する。

(会議の通知)

第7条 会長は、検討委員会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

- 第8条 検討委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 会長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - (1) 前橋市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に関する事項
 - (2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項
- 3 会長は、会議の開催時又は会議の進ちょく途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ会長の判断により非公開で行うことができる。
- 4 会長は、前項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(会議録)

- 第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した検討委員会の会議録を作成し、保存するものとする。
 - (1) 検討委員会の会議の開催年月日
 - (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 議事の内容
 - (5) その他必要と認める事項

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、環境部清掃施設整備室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が 検討委員会に諮って定める。

(専門部会への準用)

第12条 第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、専門部会について準用する。 この場合において、これらの規定中「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあ るのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。